

事 務 連 絡
平成 30 年 11 月 26 日

居宅介護支援事業所 管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

退院・退所加算の算定に関する注意点について（通知）

日ごろ、長岡市の介護保険事業の運営に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年度の介護報酬改定により、退院・退所加算の要件について改正が行われるとともに、カンファレンスの要件が具体化されております。

そのうち、病院または診療所の退院時におけるカンファレンス参集者に係る要件がわかりづらいことから、別添資料のとおり周知いたします。

別添資料のカンファレンスの要件を満たさずに、退院・退所加算(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)ロ、(Ⅲ)を算定することはできません。

本通知以降に請求を行う居宅介護支援費について、適切に給付管理を行っていただきますようお願いいたします。

なお、これまで請求済である居宅介護支援費につきましては、過誤調整を求めめるものではありませんので、念のため申し添えます。

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 平野

電 話：0258-39-2245

F A X：0258-39-2278

E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp